

【研究ノート】遺跡は誰のものか

—なぜ遺跡を保存するのか—

宮 崎 貴 夫

2023年3月

『西海考古』第13号 抜刷

## 【研究ノート】遺跡は誰のものか—なぜ遺跡を保存するのか—

宮崎 貴夫

### はじめに—問題の発端—

「遺跡は誰のものなのでしょうか」と問われたのは、長崎大学多文化社会学部の野上建紀氏である。2019年5月に発足した「長崎県庁跡地遺構を考える会」の1回目の講演会を終え、第2回目の講演会の準備のために事務局の打合せを重ねていた頃、野上建紀氏の研究室を訪ねたことがあった。そこで遺跡保存の話題となって話し合っているなかで、野上氏から問われた言葉である。この問いは、あまりにも大きい問題と思えたので、そこで即答することはできなかった。だが、この問いは胸中に刻まれて、考えていくべき宿題として残った。

野上氏から「遺跡は誰のものなのでしょうか」という問いは、「なぜ遺跡を保存するのか」という問題と重なり合った課題であろう。ここでは、この問題について考えてみたい。

### 1. 遺跡と発掘調査

文化庁によれば、日本国内には46万ヵ所の遺跡が存在するとされている。遺跡という言葉は考古学の学術的用語であるが、一般的な日常用語として通用している。1951年に制定された文化財保護法では、遺跡は文化財の一つとして「埋蔵文化財」、「埋蔵文化財包蔵地」という法律用語の名称で規定されている。

文化財については、文化財保護法で文化等の正しい理解のために欠くことのできないもので、且つ将来の文化の向上発展の基礎をなすものであり、貴重な国民的財産と定義されている。また文化財の種類については、有形文化財・無形文化財・民俗文化財・埋蔵文化財・史跡名勝天然記念物・重要な景観・伝統的建造物群などの各種の文化財があげられ、埋蔵文化財も保護すべき対象の一つとして位置づけられている。

この文化財保護法の趣旨に基づき、地方自治体には教育委員会の行政組織や市役所の組織のなかに文化課や文化財課などの文化財担当部局（以下、文化財部局）が設けられて、専門職員が配置され文化財の保護に当たっている。文化財部局の埋蔵文化財担当部署では、「埋蔵文化財包蔵地」として登録した遺跡の場所・範囲を「遺跡地図」を作成して、遺跡が各種開発等で破壊されることのないように公開周知に努め、文化財保護行政に取り組んでおり、遺跡の発掘調査を実施している。

行政が、実施している発掘調査については、以下の二つの形態がある。

第一は、遺跡の存在する場所で開発が計画され、開発される部分について発掘調査を行うもので、図面・写真などの記録をとって調査報告書にまとめて調査成果を記録保存していくための調査であり、開発工事前めに発掘調査が実施されるため、緊急発掘調査（註1）あるいは「記録保存調査」と呼ばれている。

第二は、将来的に遺跡周辺に開発が及ぶことが予想される場合、あるいは将来的に国や県指定の候補となる重要な遺跡になる可能性のある遺跡の場合に、遺跡の内容や範囲などを調べる範囲確認調査である。そして、国指定された遺跡（史跡）の環境整備を実施するために、調査指導委員会や整備委員会を設けて、委員の指導を受けながら発掘調査を実施する学術的調査がある。これらは遺跡保護・保存を目的としているので、「保存目的調査」と呼ばれている。

発掘調査は、重層的に地層が重なっている遺跡を、地表面から一枚一枚土層を剥ぎ取りながら発掘していき、遺構等が確認された場合、その遺構面ごとに遺構の状態と配置状況、遺物の出土状況などを写真と図面で記録しながら掘り下げていくことになる。

「保存目的調査」の場合は、遺跡を保存していくために発掘調査を行うので、遺構をできるだけ壊さないよう必要最小限の発掘にとどめ、遺跡の範囲・内容・性格等を究明することが主眼となっている。「保存目的調査」の結果を受けて遺跡を保存して環境整備し活用していくためには、遺跡を地域の歴史・文化のなかに位置づけ、遺跡がもつ価値や可能性を引き出すことが必要になってくる。そのために文化財担当者は、発掘調査を遂行するだけでなく、遺跡を位置付けるために研究を行っていかなければならないのである。

開発工事に伴って実施される「記録保存調査」は、工事予定の範囲にある地層や遺構面をすべて記録して掘り下げていくので、発掘調査という行為によって遺跡に存在していた遺物と遺構の空間的關係・状況が破壊される。そして発掘調査が終了すれば、発掘した部分全体が建設工事によって破壊され消滅してしまう。そこで、かつて存在した遺跡を知る手だてとなるのは、発掘調査で出土した遺物と図面・写真の記録類、そして遺跡を記録した内容をまとめて作成される調査報告書だけが残る（「保存」される）ことになる。

開発工事に伴って実施された「記録保存調査」であっても、遺跡を発掘した成果である調査報告書記録が残って、その成果が「研究」に活かせるので良いのではないかという意見があるだろう。しかし、遺跡を発掘することは、過去の人々が遺跡に残した時・空間的な関係や状況が壊れ、二度ともとの位置に・姿に戻すことができない、“覆水盆に戻らず”の行為なのである。山中敏史氏が「考古学と歴史学」『日本の時代史』30（歴史と素材・吉川弘文館）のなかで、「発掘調査は同じ条件下では二度と繰り返すことのできない実験」と述べている（山中 2004 P.226）ように、発掘調査はその時点の研究に基づいた最新の調査技術で実施されているが、遺跡の現場は二度と再現できない一回切りの実験場なのである。

日本各地で発掘調査が行われることで、新しい知見がもたらされ、考古学研究は日進月歩で進んでいく。今後ますます進展していく科学的技術を組みこんだ調査方法をもって発掘調査を実施すれば、いまの時点では抽出できなかった情報や内容をもっと多く採取・抽出できる可能性がでてくるであろう。そのことが、遺跡をできるだけ手を付けずに後世に残したい理由の一つであり、これから後の世代が最新技術を使って発掘調査を行って研究できる可能性を残しておきたい、と考えるからである。なぜなら、遺跡は〈現在の人々のもの（資産・資源）ではない〉からである。

文化財保護法で「貴重な国民的財産」とされる文化財が、地域の人々に知られ愛されていくためには、地域の歴史・文化について住民・市民らに理解を深めてもらう必要があると考える。そのため地域行政では、地元の歴史・文化について知り、学んでいくための情報・資料を住民・市民に提供していくために、資料館・博物館・図書館を建設し、遺跡（史跡）の整備を行うなどの文化施策を実施しているのである。

文化財部局では、遺跡の発掘調査において、新しい発見などの調査成果が見られた場合には、地域住民・市民へ向けて現地説明会を開催している。これは、地元住民・市民に向けて、埋蔵文化財についての理解を深めてもらうために行っている普及活動である。地域住民・市民は、地元の歴史・文化について知り、学んでいく権利をもっていると考えられる。地域の歴史・文化の情報や知識が共有され、地元住民・市民が「地域の歴史」について理解を深めていくことによって「貴重な国民的財産」である文化財が、地域の人々にとってより身近なものとなって愛され、守り伝えるべき大切な存在になって

いくのであろう。文化財部局が、文化財の普及・理解を推進するために、現場説明会や歴史講演会を開催し、遺跡を整備し保存活用を行っている仕事は、学生の教育や研究を目的とする大学等の研究機関の研究者よりも、地域の住民・市民と深く密接な関わりを文化財担当者がもっていることになる。近年、提唱されている「パブリック考古学」(松田・岡村 2012)とは、このような地域社会と関わりをもった活動・運動であろう。

## 2. 遺跡(史跡)の保存整備の問題点

日本各地にみられる遺跡の保存・活用の施策については、地方公共団体が行政事務として業務をおこなっている。筆者が県の文化財担当として関わってきた原の辻遺跡の保存整備事業(2005年度~2010年度)では、原の辻遺跡の管理団体である壱岐市の文化財部局が、考古学、古建築学、古環境学、保存科学などの専門家の委員からなる保存整備委員会を設置して、年次計画で整備基本計画と実施計画を策定し、実施設計に基づいた環境整備を実施してきた。

原の辻遺跡の保存整備事業は、2003年度から一支国博物館と県立埋蔵文化財センターの基本整備・実施計画を、遺跡整備と一体的に進めてきたという経緯があり、県立埋蔵文化財センターが2009年11月に開設され、壱岐市立一支国博物館が2010年3月に開館した。

壱岐市の教育委員会文化財課では、原の辻遺跡の整備と一支国博物館の開館に向けて、原の辻遺跡保存等協議会でボランティアを募り、活動に文化財課の担当者が献身的に取り組むことで、原の辻遺跡をガイドする人材が「原の辻サポーター」として養成されることになった。原の辻遺跡の場合は、そのような保存活用の一つの事例としてあげることができるであろう。その取り組みの具体的な経緯については、2008年に著した『原の辻遺跡』(同成社)を参照していただきたい(宮崎 2008)。

私が文化課に入庁した1970年代頃は、重要と判断される遺跡は国の史跡に指定して保護する「保存」が第一の課題であって、遺跡(史跡)の「活用」についてはまだ積極的な議論がなされていない状況であった。しかし、国史跡になって公有化されている土地が草ぼうぼうの状態で放置されているなどの指摘があり、また佐賀県有田の国史跡の窯跡が盗掘されるなどの問題が生起する出来事などが契機となって、史跡の活用と公開についての議論が行われるようになったという経緯がある。このように「活用」についての積極的な議論が行われ、「活用」が推進されるようになったのは、最近のことである。ここでは、それらの事例の詳細はあげないが、県の文化財行政を長い期間担当していたこともあり、文化財保護をめぐる情勢の変化を感じとることができた。

遺跡(史跡)の環境整備の方式には、発掘されて検出した遺構を現状で保存して公開する「現状保存」と、遺跡全体を整備の対象として建物群などの施設の復元をおこなう「環境復元整備」の、大きく見て二つの方法がある。

前者の発掘された遺跡の状況を見られる代表的な「現状保存」は、福岡市金隈遺跡の甕棺墓群の事例がある。金隈遺跡は1972年に国の史跡に指定され、甕棺墓群を屋根で覆って1985年より金隈甕棺史跡公園として公開されている見学者は、現状で保存された現場の遺構の状況を見て、自らの身体的感覚で感じ取れる現実の迫力と臨場感が体験できるであろう。しかしこの露出展示を維持していくには、地表面の乾燥と湿度のバランスをとって状態を保持し劣化を防いでいかなければならないなどの基本的な課題がある。金隈遺跡展示館では、経年変化によって生じた状態を保全してリニューアルを行って、2019年に公開を再開している。

そして後者の集落遺跡全体の復元整備を行う先駆けの事例となったのは、2001年に国営吉野ヶ里歴史公園として開園した吉野ヶ里遺跡である。この他に、大阪府池上曾根遺跡史跡公園(2001年開園)、

青森県三内丸山遺跡史跡公園（2006年開園）、原の辻遺跡一支国王都復元公園などにおいて環境復元整備が進められてきた。これら1990年代～2010年頃にかけて実施された集落の復元整備では、何棟もの建物の復元を行う建物復元が主流となって進められてきた感がある。筆者もそのような情況のなかで、原の辻遺跡の復元整備に加わってきた担当者の一人名になる。

しかし、「復元バブル」のように日本各地で進められてきた復元整備については、鈴木博之氏など一部の建築学者が批判を行って問題が提起されていた。鈴木氏は、『都市のかなしみ』（中央公論社）4章の「復元から見えるもの」のなかの「復元バブル」の節で、①～③の問題提起を行っている（鈴木 2003）。

- ①復元がなされると、その復元遺跡や復元建造物にはわかに客観性を帯びてしまう。そしてあたかもそれが歴史的事実であるかのような存在となる。
- ②復元の問題点の最大の部分は、実にここにある。復元がどれほど大きな力をもつか、それを知っているからこそ復元作業はなされ、「歴史」が実像となる。
- ③いくつもの可能性のある復元案のなかから、ひとつの復元案が実施されるとき、過去のすがたはたったひとつの姿に狭められてゆく。そうして実現された復元だけをベースに歴史のイメージが形成されてゆくなら、はたして歴史的過去は豊かになったといえるのか。

このように、鈴木氏は「復元バブル」の時代に各地で進められていた復元整備の抱えている問題点を指摘している（鈴木 2003 P. 168-169）。

集落遺跡のなかに実寸大でいくつもの復元建物が再現されれば、訪れた見学者に当時の遺跡の具体的な姿を喚起することができる。だが復元建物については、鈴木氏が指摘しているように建築史の専門家によっていくつもの復元案があるなかの一つの案が復元建物として採用されているということや、そして復元終了後に研究が進展したことで建物に関して新たな事実が判明した場合に、建物を建て直すことができなければ、鈴木氏がいうようにそれが歴史事実であるかのような実像として誤った情報を伝えつづけてしまう、という問題がでてくる。

絵画史料などの情報がほとんどない縄文時代や弥生時代などの先史遺跡では、世界の民族誌、わが国の民俗誌・古建築学の研究成果などから建物の姿をイメージして再現することになる。遺跡の考古学的調査によって判明した住居跡、建物跡の柱穴などの規模・位置関係についての事実関係は間違いないのだが、発掘調査では確認できない上部構造の建物施設については古建築学の専門家に判断を委ねなければならない。

弥生時代の建物を画いた絵画史料は、高床倉庫（神殿）や唐古鍵遺跡で楼閣といわれている線刻で描かれた土器などの資料による僅かな情報がある程度である。唐古鍵遺跡では、楼閣と思われる線刻画の土器片から建物の復元を行っているが、それはあくまで線刻画の情報からイメージで想像した模造建物（レプリカ）にすぎない。三内丸山遺跡の大型掘立柱建物や吉野ヶ里遺跡の物見櫓などの復元建物についても、その復元された姿やあり方については、建築の専門家のなかでその是非が論議されている。

鈴木博之氏は、建築史家によって復元される建物の評価（建物像）について、さまざまな意見があることを指摘している。整備委員会では、いくつかの復元案をあげて検討を行い、そのなかで選択されたひとつの案で復元整備を実施していくのであるが、復元整備された姿について、別の研究者から見ると知見的に納得がいかないということになるのである。

また、ジャーナリストで考古学研究者でもある宮代栄一氏が指摘しているように、三内丸山遺跡の「縄文文明論／縄文都市論」や吉野ヶ里遺跡をはじめとする「邪馬台国論」などの解釈された遺跡の

「歴史像」についても、まだまだ議論が続けられている、という現状もある（宮代 2002）。

考古学研究は、遺跡の発掘調査による新しい発見によって、それまでの研究成果が書き換えられていく学問である。したがって、現時点で復元整備というかたちで「集落像」を固定化されてしまうと、鈴木博之氏が指摘するように、新しい歴史事実が出てくれば、それによって再現される「集落像」とはそぐわないものになる、ということであろう。

このように、これまで専門家らによって構成された整備委員会で推進されてきた「復元バブル」期の整備復元のあり方については、これから、歴史的な評価が行われていくであろう。この「復元バブル」期の模造建物として建てられた施設は、数十年後には当時ブームであった復元思想を物語るモニュメントとなってしまうのであろうか。「復元ブーム」が過ぎ去った<sup>いま</sup>現在、新しい保存整備のかたちを模索していかなければならない。

### 3. 保存活用と共有化のかたち

遺跡の復元整備については、先に述べたような問題・課題があって、「建物復元」一辺倒のやり方を見直して、遺跡（史跡）景観を活かした保存整備の方法を模索していくことが必要と思われる。

第一は、遺跡（史跡）の周辺が著しく都市化されず、遺跡周辺に当時の情景を彷彿させるような歴史景観が残っている場合には、高額な費用をかけ何棟もの復元建物を建てていく保存整備のかたちを必ずしも取る必要がないのではないか、という提案である。

第二は、21世紀の現在、コンピュータグラフィック技術が格段に発達しているので、VR（バーチャルリアリティー）やAR（拡張現実）を使った映像で当時の遺跡の状況を再現して見せることが可能になっている。それらの最新機器を活用した保存整備が考えられるのである（註2）。

先にも述べたが、考古学は、研究が進展することによって内容がどんどん書きかえられていく進化系の学問である。古い研究成果のままで固定した復元整備で放置しておけば、鈴木博之氏が指摘するように間違っただけの情報を伝えてしまうことになる。その点では、専門家によって検討したVR/AR技術によって当時の集落景観や建物群の姿の映像を再現すれば、あくまで現時点での復元の姿としてことわりをつければ、新たな発見によって修正・改善すべき点がでてきたときにも、変更・改良が容易であるという利点がある。VR/AR技術によって当時の集落景観や建物群の姿が再現されれば、遺跡公園の資料館・ガイダンス施設や広場などにおいて、デジタルシステムを活用したタイムトラベル（時間旅行）が可能になってくる。遺跡（史跡）を公開していくための理想をいえば、研究等によって新しく判明してきた最新の遺跡像を、見学者に提供していく、「進化していく遺跡」の展示公開が望まれる、ということであろう。

展示公開のやり方については、一定のアミューズメント性は必要とは思われるが、最新のバーチャル・リアリティーだけを優先した構成にしてしまえば、ファンタジーやエンターテインメントの体験を売り物にした娯楽施設と同様になってしまう可能性がある。当然のことであるが、遺跡（史跡）の展示公開は、あくまでも学術的・教育的な観点を踏まえていかなければならないものである。

昨今の新型コロナ禍の状況を、10人の僧侶が世情を論じた『不要不急』（新潮新書）という小冊子がある。そのなかで南直哉<sup>みなみじきさい</sup>氏が執筆している「『遊戯』の領域」の節で、「現今急激に進展するIT・AI技術は、まさに身体性の消去を目指す技術とも言える。バーチャルティ、人工知能、ロボット・サイボーグ技術、それらはまさに身体性の代替と拡大がテーマである。これは言い方を変えれば、身体性の消去を目指しているということだ」と述べている（南 2021 P. 229）。

考古学は、もともと遺跡という実体を相手に発掘調査というフィールド・ワークを基本として研究

を行う学問である。環境整備された遺跡のなかでは、発掘調査で検出した状況を見学者に体験してもらうため、遺構を現状保存した整備も行われていることは前述した。南直哉氏が指摘する「身体性の消去」という言葉を受け止めると、遺跡の保存整備においては、バーチャル（架空現実）ではない、見学者自らの身体性と五感を使って遺跡・遺構を実感できるような施設づくりが必要とされているということになるのであろう。遺跡（史跡）の環境整備においては、従来の復元建物（レプリカ）一辺倒の整備方針は反省していかなければならないが、デジタル技術を活用した整備だけでは問題が生じてくる可能性があるであろう。

遺跡（史跡）の保存整備事業は、文化財担当部局が設立した保存整備委員会のなかで、基本計画、実施計画、実施設計を作成され、それに基づいて事業費を予算化して、環境整備を実施している。このように行政が主導して実施している従来からの整備方式は、今後変えていく必要はないと思っている。だが、前述したように、保存整備と活用のあり方、とくに遺跡を活用して活性化していくためのソフト面については、行政と遺跡関係の専門家だけで決めていくのではなく、「まちづくり」のメンバーや各分野の幅広い有識者や市民らの意見を反映するために会議の場を設け、遺跡ガイドが活動しやすい活用面のソフトやシステムづくりを工夫していく必要があると考える。

地域社会学の山下祐介氏は、著書『地域学入門』（ちくま新書）のなかで、文化財の保護は住民自身の努力や協力によってはじめて意味あるものになることを指摘している（山下 2021）。遺跡（史跡）も保存活用においても、住民の参加、協力と理解がなければ、文化財へ愛着をもって自らで守り伝えていこうという自発的な意志は生まれてこないということになる。

ハード・ソフト面の活用方針が整えば、遺跡ガイドが常駐するガイダンス施設や資料館が、遺跡見学者の理解を助けるための施設であるだけでなく、市民を巻きこんだ各種のイベントを開催する拠点になってくるであろう。その事例は、先に述べた原の辻遺跡の事例を参考にしていきたい。

このように「遺跡をどのように再現して見せるのか」という課題と方法については、「建物復元ありき」の整備から、市民に愛される遺跡として、時代の変化に対応した発想の転換を図り、新しい保存整備・活用のかたちを模索していく必要があると思われる。

近世長崎とオランダとの交流を物語る出島和蘭商館跡については、「出島」を描いた絵画史料や写真史料など多くの情報があって、より精密で客観的な復元がおこなわれている。しかし、そのように復元された施設であっても建物自体は原寸大に仕上げられた模型（模造建築）であることには違いはない。文化・社会地理学の大平晃久氏は、建物復元が行われ2006年に入場有料化を始め、観光地となった出島の姿に対して、テーマパーク的な閉ざされた空間と化していると問題を投げかけている（大平 2014）。これは、「観光」と直接に結びつく地域資源としての遺跡（史跡）のあり方が問われているのであろう。

遺跡（史跡）の保存活用という側面では、「まちおこし」や「観光」の地域資源として活用したいという意見が当然でてくる。「まちおこし」で活用することよりも、ここで問題なのは「観光」を第一に優先する活用策だと思える。平戸市は、市が管理する亀岡公園のなかの懐柔櫓（模造建築）を宿泊施設としてリニューアルして、2021年4月から1日1組限定で観光客に提供するサービスを開始して話題をよんでいる。文化財を「観光」に活用していくには、さまざまな意見がでてくるのは当然であろう。平戸亀岡城跡は、国指定史跡になっていないが、城の区域は「埋蔵文化財包蔵地」として文化財に登録されており、土地の開発等が行われる場合には規制・制約を受ける区域なのである。

国特別史跡の佐賀県吉野ヶ里遺跡や国指定史跡の鳥取県妻木<sup>むきばんた</sup>晩田遺跡では、復元した竪穴住居で宿泊体験を行っている。これらの遺跡の事例では、教育・学習という目的が主眼となって、遺跡（史跡）

内に復元した施設において宿泊体験を実施していると思われる。また、国指定文化財である有形登録文化財に登録された老舗旅館には宿泊することができ、観光客もそのような由緒ある旅館でくつろげることを楽しみにしている。

しかし平戸亀岡城の場合は、「模造櫓」に1組1泊67万～101万円（税込み）という高額な宿泊費を設定して富裕層をターゲットにした「観光」施設として活用がなされており、文化財が「貴重な国民的財産」であるとする文化財保護法の趣旨・観点からみると、その活用法は公平性を欠いているように思える（註3）。そしてなにより、平戸亀岡城は市民らが地域のシンボルとして誇りにしている場所である。野上建紀氏が「遺跡は誰のものなのでしょう」と問うた言葉が思い起こされる。このように文化財の保存活用について問題提起している平戸城跡のように、遺跡（史跡）の「観光」への活用については、文化財保護の理念を考慮した議論が必要になってくるであろうし、さまざまな意見を踏まえて検討しなければならない課題になっているのではないだろうか。

最近の世界的な思潮のなかでは、私有でも国有でもない《コモン》という概念が論議されている（斎藤 2019）。これは、〈文化財の共有化〉という問題ともからんでくる課題でもあろう。すなわち、遺跡（史跡）の保存活用においては、文化財が地域社会において〈共有化〉されることが求められており、「観光」のような政治的・経済的な観点だけでなく、地域の文化財がもっている歴史的・文化的・教育的な観点で進めていくべきであろう。

このように、文化庁が「国民共有の財産」という文化財が、地域住民に〈共有化〉されているのかという問題は現代的で重要な課題でありこの遺跡の保存活用という課題は、「貴重な国民的財産」と〈文化財の共有化〉という観点に立って、専門家や学識経験者だけでなく民間を含めた幅広い人材を集めて議論を行い、どのような方法やかたちが最もふさわしいのか、もっと幅広く深く検討していく必要のある喫緊の課題であろう。

#### 4. 考古学と現代社会

「パブリック考古学」は、21世紀に入ってから盛んに論じられるようになった（松田・岡村 2012）。そのような〈考古学と現代社会〉との関わりをテーマとして、先駆的に論じてきた研究者の一人として田中琢氏をあげることができる。田中琢氏は、1986年に刊行された『岩波講座日本考古学』7「現代と考古学」の「総論—現代社会のなかの日本考古学」のなかで、「なぜ遺跡を保存するのか？」という現代の考古学にとって根本的な課題といえる問題提起を行っている（田中 1986）。

社会には、遺跡や発掘調査に対するこれほどの関心がある。それにもかかわらず、「なぜ遺跡は保存せねばならないのか」、「なぜ破壊される前に発掘調査をせねばならないのか」、そのような質問は絶えることがない。そのとき、考古学研究者は、まず、遺跡はわれわれの歴史を物語る情報源だから、といった回答をする。すると、「歴史の研究の資料か」、それなら「われわれのいまの生活とはあまり関係ないな」、そんなつぶやきが質問者の胸のなかにあるのが目に見えるような状況にぶつかったことがある。発掘の完了した遺跡、発掘によって情報収集済みの遺跡、「それをなぜ残さなければならないのか」、このような質問もある。それには、「将来新しい発掘や調査の技術が開発されたとき、それによって現在の技術では回収できない情報を回収できるようになる可能性があるからだ」、このような答えも用意されている。確かにこれらの答えは、誤りではないし、正しいだろう。しかし、質問者のこころのなか、いや、はっきり口にだした人もいたが、「それでは遺跡は学者先生がたのために残すのですか」、このような質問をうけた人もある。まちがいなくこの種の雰囲気は遺跡や考古学の周囲にただよっている（田中 1986 P. 18-19）。

田中琢氏は、平城宮跡の研究職員として調査に携わり、文化庁の調査官を経て奈良国立文化財研究所の所長になった、国の文化財行政畑を長く歩んできた考古学者である。日本全国の遺跡保護の課題と真摯に向き合ってきた田中氏の証言が、そこに記されている。

文化財保護法において文化財は、「貴重な国民的財産」であると謳われている。また、文化庁が、平成10年9月29日付で都道府県教育長あてに通知した文書（「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」）では、埋蔵文化財は、国民共有の財産であると同時に、それぞれの地域の歴史と文化に根ざした歴史的遺産と記されている（和田 2015）。しかし、市民が「それでは遺跡は学者先生がたのために残すのですか」と、田中氏に問うた言葉は、遺跡が〈学者の独占物〉になっていないかという疑義と、遺跡が市民にとって〈共有物〉になっておらず、文化財が市民に〈共有化〉されていないという事実関係を鋭く突いている指摘と思われる。

遺跡を研究している考古学的な成果については、研究会での発表や論文に執筆していくことで、研究者間のなかでは〈情報の共有化〉がされていることになるだろう。しかし、〈情報の共有化〉という観点にたてば、これらの研究によって明らかになってきたことについては、概説書や市史などの刊行物によって、あるいは歴史講演会の開催などを通じて、学術的な研究成果を分かりやすく地域住民に伝えて還元していく必要があるのではないだろうか。

それでは、市民が田中氏に問うた、われわれの身近にある地域の歴史的遺産である遺跡（史跡）は、何のために残し、保存するのであろうか。遺跡とは、誰のものなのであろうか？

## 5. 何のために、誰のために残すのか

田中琢氏と佐原真氏の共著『考古学の散歩道』（岩波新書）には、田中氏が著した「文化財保護の思想」というエッセイがある。そこで田中氏は、400万人以上が犠牲になったアウシュビッツ収容所で生き残った数少ない証人であるカジミェジ＝スモーレン氏が1988年来日した際のエピソードを紹介している（田中・佐原 1993）。

スモーレン氏は、「いま、日本人になにを望むか」と新聞記者が質問したことに対して、アウシュビッツ収容所で「かつてなにかあったのか、それを正確にただ知ってほしい」と語った。その言葉を引用して、田中氏はわれわれが過去をふりかえり、歴史をかえりみる原点がここにあると、人類が二度と繰り返してはいけない教訓を学ぶために遺産として残す、歴史遺産を保存する意味・意義を述べている（田中 1993 P. 201）。

歴史哲学者の野家啓一氏が、1985年にネオナチなどの極右の人たちから「ナチスによるユダヤ人大量虐殺は存在しなかった」とする「アウシュビッツの嘘」と呼ばれるキャンペーンが張られるという状況があり、そのなかでヴァイツゼッカー大統領（当時）がドイツ連邦議会において「荒れ野の40年」という演説を行った「過去に目を閉ざす者は結局のところ現在にも盲目となる」という一節を含む演説が世界中の人々に感銘を与えた、というエピソードを紹介している（野家 2007 P. 24）。

体に深く刻まれた生の記憶も、歳月が過ぎればしだいに風化する（註4）。いつも人間は論理的に判断し理性的に思考しているのではなくて、ときに情動的で感情的な振る舞いにおよび、「節度を失って、過剰に暴力的になる」（内田 2020 P. 275）こともある。そして人間は、虚構や認知バイアスにとらわれやすい存在である。ホロコーストが起きたドイツでは、その教訓を踏まえた徹底した教育が行われているにもかかわらず、国民のなかにはホロコーストはなかったと信念をもつ人々がいまだに存在していることは、その現実を示しているのである。

アウシュビッツなどの収容所で行われたホロコーストについては、数々の報告と体験記が書かれて

いる（フランクル 2002、レーヴィ 2017ほか）が、いつか「実際にはホロコーストはなかったのだ」という幻想が多数を占めてしまう、そのような危惧がまったくないと断言できないことを示唆している。それは、実態について書き記した書物だけでなく、〈どのような場所で、それは起きたのか〉を証言してくれる生き証人としてのアウシュビッツ収容所の現場が必要であって、そのためにその場所を保存して残す必要があるのであろう。それは、〈過去にあった歴史を如実に示している文化遺産をなぜ保存していかなければならないのか〉という理由と現代的な意義を、私たちに示している。

多民族国家であったユーゴスラビア連邦は、連邦の解体によって1991年から2001年にかけて民族間内戦が起こった。ボスニア・ヘルツェゴビナでは、国立・大学図書館、寺院、新聞社、病院、カルチャーセンター、議会など、都市の記憶を貯えている場所が破壊され、多くのムスリム（イスラム教徒）が「民族浄化（ジェノサイド）」の犠牲になった（港 1996）。とくに最初に標的となって破壊されたのは、民族の〈歴史・文化・知の体系〉である図書・文書類が収められていた国立・大学図書館であった。それは民族のアイデンティティとしての基盤である歴史・文化の記憶を消し去ろうとした意図的な行為であって、ナチスがユダヤの民に行ったホロコーストと同様の許されない卑劣な行為であるといえる。

2022年2月24日、ロシア軍がウクライナに侵攻を開始し、街が破壊され戦地になった場所から多くの市民が他国へ避難している。ウクライナの国の主権と独立が脅かされ、そのような悲惨な状況を見ると胸が痛み苦しくなる。世界遺産の教会などが破壊され、戦地の博物館から貴重な文化財も略奪されたとも伝えられている。一日も早く戦争が終結して、平和でおだやかな日常が戻ってくることを願わずにはいられない（註5）。このウクライナやユーゴスラビアの戦争の状況を見ると、「国家」、「民族」とはいったい何なのか、という根本的で根源的な問いが投げかけられてくる。それは、私たちの拠って立っている「国民国家」、そしてエスノ・アイデンティティの問題である。

アウシュビッツ収容所跡、沖縄の戦跡遺跡、広島・長崎の原爆遺構、東北大震災の震災遺構など〈物言わぬ歴史の証人〉がある現場の遺産は、人類への警告と歴史の教訓となってわれわれに訴えてくる。沖縄県佐喜眞美術館館長の佐喜眞道夫氏は、沖縄にある戦跡遺跡を「過去を未来へつなぐ現場」とであると語っている（註6）。

私たちの身近にあって目にすることができる遺跡は、遠い昔に過去にあった出来事や物語ではない。現代に残っている、いま現実に私たちと共にある同時代的な存在である。そして、その場所で生きた過去の人々の生活文化や行動の軌跡が、「歴史の記憶」として土地に刻まれ、積み重なった地層として残っている場所、それが遺跡である。

地域社会学の山下祐介氏は『地域学入門』（ちくま新書）のなかで、足もとの地域を知ることが、自分を知ることにつながるとして、地域を知ることが、「私」とは誰なのかを知ることである。その地域のことを知らずして、私とは何かを語ることはできないと述べている。また、現代に生きる私たちにとって、もっとも直接で正確な地域の原型は江戸時代の求められるとして、江戸時代に形成されたものが、その後の日本の基礎になっていることを指摘している（山下 2021）。

日本の主要都市は、古代から存続している京都、中世に政所があった鎌倉や対外貿易都市であった博多・堺・大坂などを除けば、江戸や城下町などの江戸時代に成立した都市が基礎となって、現在の都市につながり発展してきたものが多い。長崎の市街地についても、戦国時代末期にポルトガルとの貿易を行うために港が開かれて町の礎ができ、江戸時代に幕府の鎖国体制のなかで西欧と中国との国際貿易が行われることで成長・発展した都市である。それらの都市の足もとの地中には、遺跡が埋まっている。現在その場所生活している住民は、過去に生きていた人々と、歴史の基層文化としての「歴

史の記憶」でつながっていることになる（宮崎 2020b）このように自らが生活している地域が都市遺跡と重なっている場合には、山下祐介氏がいうようにその場所が、生活している人々のアイデンティティの拠り所になるということであろう。

しかし、住民自らが生活している場所に遺跡が重なっているということは意外に知られていない。そのことを正しく伝えて、保護の手立てをしていかないと、知らないうちに壊されているかもしれない。そのようなケースでは、将来に伝え残しておくべき「歴史の記憶」が消し去られて、地域にとって大切なものを失ってしまうのであろう（宮崎 2020c・註7）。

日本思想史の末木文美士氏は、著書『日本の思想をよむ』（角川ソフィア文庫）のなかで、過去を切り捨てるところには何も生まれない。過去をしっかりと踏まえ、捉え直していくことによってのみ、未来が開かれてくるのである、と述べている（末木 2020）。また美術史家の若桑みどり氏は、『絵画を読む』（日本放送出版会）で、伝統のないところにはほんとうの意味で革新もないのではないだろうか。革新とは伝統を変えることだからである、と指摘している（若桑 1993）。末木・若桑両氏が述べていることを敷衍すれば、過去や伝統のあるところに革新が生起するということであって、地域に残っている文化財、遺跡を「伝統」（＝「現代」）として捉え、その歴史・文化を学び知ることによって、はじめて地域を変えていくことができるのであろう。

## おわりに

これまで述べてきたことを、ここでまとめてみると、遺跡（史跡）とは過去の人々と私たちが「歴史の記憶」でつながりをもつ〈地域の宝〉（文化財）であり、地域の歴史的・教育的な資産として人々に誇りを与えるものである。そして、地域の人々自らのアイデンティティを構築していくための、あるいは自身を知るために姿を映す鏡のような存在であって、また地域を革新していくために欠かせない素材・資源である、ということであろう。

遺跡（史跡）などの文化財が、〈地域の宝〉として住民・市民に共有されていくには、人々が地域の歴史・文化を学び、知ることが必要であり、そのことによって地域の認識が深まり、文化財が何ものにも代え難い価値をもつ地域のシンボルとして自覚されていくことになるのであろう。地域の人々に〈地域の宝〉として〈共有化〉されることによって、住民たち自身が守り伝えていく大事な存在になるのであろう。

〈遺跡は誰のものか?〉という野上建紀氏の問題提起に対して、この小論では十分な答えになっていないと思われる。だが、ここでささやかな見解をまとめたことで、議論のたたき台はできたようである。この問題については、これからもいろいろな方々と語り合っていかなければならないのだろう。

## 【謝 辞】

野上建紀氏から問われた〈遺跡は誰のものか〉という設問にたいして、ささやかな小文をまとめてみました。今回も考古エッセイのような文章の掲載をお願いすることになります。『西海考古』を主宰されています古門雅高氏と渡邊康行氏に感謝を申し上げます。考古学は、どうしていまの世界にいたったのか、そのことを人間の歴史の起源から現在までを通時的に探究していくことができる学問であると思います。そしてそのためには、広く議論を行っていく必要があります。そのような開かれた場である『西海考古』の継続を、考古学徒の一人として願っております。そして、今回の課題について考えるきっかけをいただきました野上建紀氏に感謝を申し上げます。

## 【註】

- 註1 英語ではサルベージ・アーケオロジー（救出考古学）というが、この言葉の方が調査の実態を示していると思われる。『日本の「境界」』（青木書店）を著したブルース・バートン氏は、「日本での発掘の大部分が工事になどに伴う緊急調査（いわゆる「救出考古学」）であり、発掘の主体である地方自治体の教育委員会などが、発掘を行い、報告書をまとめる時間や金はあるが、その史跡を理論的な観点から詳細に研究するまでの余裕はない。その意味において日本の考古学は依然として記述的で「文化・歴史」派の方法論を脱しきっていないと言えよう」と批評している（バートン 2000 P.77）。
- 註2 2022年1月25日付西日本新聞朝刊に掲載された「VRで『本物の臨場感を』」という記事に、福岡県九州歴史資料館において仮想現実（VR）を使って遺跡の発掘現場を体験できる体験型展示「九歴VR」ができたことを紹介している。そこでは3次元計測装置で撮った遺跡や遺物の映像を活用し、遺跡の発掘をおこなう疑似体験や埋め戻された古墳の石室内にも入りこんで、臨場感たっぷりの体験できる。このように、VR技術を使った試みが始まっている。
- 註3 考古学を専攻したノンフィクション作家である澤宮 優氏は、「文化財と観光」という新聞コラムのなかで、平戸城の櫓に観光客が宿泊する施設を造ったことを取り上げている。澤宮は、観光のすべてを否定はしない。しかし肝に銘ずべきは先人が残した遺産へ、心からの敬意を持っているかどうかである。その原点に立たない限り、望ましい活用方法は決して見えてこない、と述べている。（西日本新聞2021年8月1日付）  
なお、懐柔櫓の1泊67万～101万円（税込み）という宿泊料金は、「憧れの城泊で殿様気分」西日本新聞2022年5月26日付、で確認した。
- 註4 評論家の加藤典洋氏は、著書『敗戦後論』のなかで、「どのような重大な問題も、どのような過酷な経験も、時間がたち、それを目撃し、体験した人間が消えていくにしたがい、薄らぎ、消えていく。一人の死の痛切な意味は、その人間を深く愛する人間が生きていることのうちに残るが、その人間が死ぬと、あっさり消える」。「いま、わたし達のまわりには、ユダヤ人のホロコースト、日本の戦争責任、アメリカの原爆投下など、大きな過去の問題の記憶をどう継承するか、というさまざまな声が聞かれるが、そのむこうに私達が見ているのは、どのような痛切な経験も、必ず、それを記憶する人の死の重なりとともに風の塵となって消える、という、理不尽さの動かしがたい壁のひろがりである」と述べている（加藤 2015 P.109・110）。
- 註5 ウラジミール・プーチン大統領によるロシア連邦軍のウクライナ侵攻に対しては、世界考古学会議（溝口孝司会長）がウクライナからの即時撤退の非難声明を出していることを、富岡直人氏の『欧米考古学入門』（同成社）によって知った。
- 註6 2021年6月20日に放映されたNHK 新日曜美術館の「丸木夫妻 沖縄戦争の図」のなかで、読谷村にある佐喜真美術館の館長佐喜真道夫氏が語った言葉である。沖縄の「戦跡遺跡」は、沖縄戦の悲惨な現場として未来に伝えていかねばならない遺跡である。
- 註7 「長崎県考古学の三つの課題」のなかで、文化庁の「埋蔵文化財として扱うべき遺跡の範囲」というガイドラインがあり、中世までの遺跡は原則として埋蔵文化財の対象になるが、近世遺跡については「地域において必要なもの」という条件が付与されるため、都市の市街地と近世遺跡が重なっている場合における遺跡保護の問題点を指摘した。

## 【参考文献】

- 内田 樹 2020『日本習合論』 ミシマ社  
大平晃久 2014「長崎出島における復元整備の経緯と問題点」『歴史地理学』56-4 歴史地理学会  
片峰茂監修 2019『長崎の岬-日本と世界はここで交わった』 長崎文献社  
片峰茂監修 2020『長崎の岬II』 長崎文献社  
加藤典洋 2015『敗戦後論』 ちくま学芸文庫・筑摩書房  
斎藤康平編 2019『未来への大分岐』 集英社新書・集英社  
鈴木博之 2003『都市のかなしみ』 中央公論社  
末木文美士 2020『日本の思想をよむ』 角川ソフィア文庫・KADOKAWA  
田中 琢 1986「総論—現代社会のなかの日本考古学」『岩波講座 日本考古学』7 現代と考古学 岩波書店  
田中 琢・佐原 真 1993『考古学の散歩道』 岩波新書・岩波書店  
テッサ・モーリス・鈴木 [田代泰子訳] 2014『過去は死なない』 岩波現代文庫・岩波書店  
富岡直人 2022『欧米考古学入門』 同成社

- 野家啓一 2007『歴史を哲学する』 岩波書店  
バートン・ブルース 2000『日本の「境界」』 青木書店 2000  
ヴィクトール・E・フランクル [池田香代子訳] 2002『夜と霧 新版』 みすず書房  
プリーモ・レーヴィ [竹山博英訳] 2017『これが人間か 改訂完全版 アウシュビッツは終わらない』  
朝日選書・朝日新聞社  
松田陽・岡村勝行 2012『入門パブリック・アーケオロジー』 同成社  
港 千尋 1996『記憶』 講談社選書メチエ・講談社  
南 直哉 2021『「遊戯」の領域』『不要不急』 新潮新書・新潮社  
宮代栄一 2002『脆弱さを露呈した考古学』『前期旧石器問題とその背景』 アムロ・プロモーション  
宮崎貴夫 2008『原の辻遺跡』 日本の遺跡32 同成社  
宮崎貴夫 2020a『万才町遺跡の発掘から見えてきたこと』片峰茂監修『長崎の岬Ⅱ』長崎文献社  
宮崎貴夫 2020b『長崎の基層文化と表層文化』『西海考古』第11号 西海考古同人会  
宮崎貴夫 2020c『長崎県考古学の三つの課題』『西海考古』第11号 西海考古同人会  
山下祐介 2021『地域学入門』ちくま新書・筑摩書房  
山中敏史 2004『考古学と歴史学』『日本の時代史』30 歴史と素材 吉川弘文館  
若桑みどり 1993『絵画を読む』NHK ブックス 日本放送出版会  
和田勝彦 2015『遺跡保護の制度と行政』 同成社